○宮内庁

五　平成二十二年歌会始お題「光」の詠進歌の選者が定められた件　一　二

○公正取引委員会

一〇　トマト加工品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三一　三

一一　トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三一　四

一二　食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三一　四

○国家公安委員会

一八　道路交通法第百十条第一項の規定に基づく自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二七　二

○金融庁

三四　貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件の一部を改正する件　一　二

三五　顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件　三　一三

三六　銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件　一五　四

三七　金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　三一　一一

三八　金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　三一　一一

三九　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三一　一一

○金融庁、総務省

一　郵政民営化法第百八条第一号に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件　三一　四

○金融庁、法務省、財務省

四　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　三一　五

○金融庁、財務省

三　銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)に規定する格付を指定する件及び銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号ハ、第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハの規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を指定する件の一部を改正する件　三　一三

○総務省

二四八　誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件　二　二

二四九　特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件　二　二

二五〇　広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件　二　二

二五一　超音波洗浄機の型式を指定した件　二　二

二五二　超音波加工機の型式を指定した件　二　三

二五三　超音波ウェルダーの型式を指定した件　二　三

二五四　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件　二　三

二五五　無電極放電ランプの型式を指定した件　二　三

二五六　電子レンジの型式確認の届出があった件　二　三

二五七　電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件　二　三

二五八　電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件　二　四

二五九　特定国外派遣組織を指定する件　三　二

二六〇　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　六　一
142

二六一　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件　七　四

二六二　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件　七　四

二六三　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　八　二

二六四　地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件　八　二

二六五　登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件　九　二
145

二六六　無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件　一〇　一

二六七　無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件　一三　二

二六八　端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件　一三　二

二六九　専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件の一部を改正する件　一三　二